

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
振 込 規 定	振 込 規 定
1 ～3（省略）	1 ～3（省略）
4 振込通知の発信	4 振込通知の発信
（1）振込契約が成立したときは、当会は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。	（1）振込契約が成立したときは、当会は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。
① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。	① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
② 文書扱いのときは依頼日の翌営業日以降3営業日以内に振込通知を発信します。	② 文書扱いの場合には、依頼日の翌営業日以降3営業日以内に振込通知を発信します。
（2）窓口営業時間終了後および金融機関休業日に、振込機による依頼日当日または依頼日の翌営業日を振込指定日とする振込依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、指定された日に振込通知を発信します。	（2）窓口営業時間終了後および当会休業日に、振込機による依頼日当日または依頼日の翌営業日を振込指定日とする振込依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、指定された日に振込通知を発信します。
ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。	ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。
5～10（省略）	5～10（省略）
11 手数料	11 手数料
（1）振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。	（1）振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。
（2）依頼内容の変更および組戻しの受付にあたっては、当会所定の手数をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。また、依頼どおりの処理ができなかったときも、訂正組戻手数料は返却しません。	（2）（追加）組戻しの受付にあたっては、当会所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。
（3）組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、前項の組戻手数料は返却しません。	（3）組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、（追加）組戻手数料は返却します。
（4）振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却しません。	（4）貯金口座から振り替えた振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却いたしません。
（5）この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。	（5）この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。
（6）手数料は、当会所定の貯金規定およびカード規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書、カードまたは小切手の提出なしに、依頼人が当会に保有する貯金口座から自動的に引落すことが出来るものとなります。	（6）手数料は、当会所定の貯金規定およびカード規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書、カードまたは小切手の提出なしに、依頼人が当会に保有する貯金口座から自動的に引落すことが出来るものとなります。
12～15（省略）	12～15（省略）
以上 （2025年10月1日現在）	以上 （2020年4月1日現在）